都道府県名	郡名	市町村名
北海道	茅部	鹿部町
	檜戸	浦臼町
	白糠	白糠町
岩手県		花巻市
宮城県		登米市
秋田県		秋田市　能代市　大館市　由利本荘市（旧本荘市及び由利郡大内町の区域に限る。）　北秋田市
	北秋田	上小阿仁村
	山本	三種町　八峰町
	南秋田	五城目町　井川町
福島県		喜多方市
	南会津	只見町　南会津町
栃木県		日光市
新潟県		村上市　糸魚川市
富山県		富山市　南砺市
石川県		白山市
	鳳珠	穴水町
長野県		諏訪市
	上伊那	辰野町
	北安曇	白馬村　小谷村
岐阜県		関市　恵那市（旧恵那郡明智町の区域に限る。）　美濃加茂市　郡上市（旧郡上郡八幡町、美並村及び和良村の区域に限る。）　下呂市
	加茂	七宗町　八百津町
静岡県		静岡市　浜松市
	賀茂	東伊豆町
	榛原	川根本町
三重県		津市（旧安芸郡美里村及び一志郡美杉村の区域に限る。）　名張市
	北牟婁	紀北町
京都府		福知山市　綾部市　京丹後市
	与謝	与謝野町
大阪府		河内長野市
兵庫県		姫路市　養父市　朝来市　宍粟市
	多可	多可町
	神崎	神河町
	宇陀	宇陀市
奈良県		曽爾村
	吉野	吉野町　黒滝村
和歌山県		田辺市
	有田	有田川町
	日高	みなべ町
島根県		出雲市　大田市　江津市　雲南市
	邑智	川本町　美郷町　邑南町
	鹿足	津和野町
岡山県		美作市
	勝田	奈義町
広島県		呉市　竹原市　福山市　三次市　庄原市　東広島市　廿日市市　江田島市
	安芸	熊野町
	豊田	大崎上島町
	神石	神石高原町
山口県		下関市　山口市　萩市　防府市　長門市
	阿武	阿東町
徳島県		吉野川市　美馬市　三好市
	勝浦	上勝町
	名西	神山町
	那賀	那賀町（旧那賀郡上那賀町の区域に限る。）
愛媛県		今治市
	上浮穴	久万高原町
	喜多	内子町
高知県		北宇和　松野町　鬼北町
	安芸	北川村　馬路村
	土佐	大川村
	吾川	仁淀川町（旧吾川郡池川町及び吾川村の区域に限る。）
	高岡	檮原町
福岡県		久留米市　飯塚市　田川市　大野城市
	筑紫	那珂川町
	糟屋	宇美町　篠栗町
	田川	添田町　福智町
佐賀県		佐賀市　唐津市　武雄市　嬉野市　神埼市
	神埼	吉野ヶ里町
	三養基	みやき町
長崎県		長崎市　対馬市（旧上県郡峰町の区域に限る。）
	北松浦	江迎町
熊本県		八代市（旧八代郡東陽村の区域に限る。）　玉名市　山鹿市　菊池市　上天草市
大分県		日田市　豊後大野市
宮崎県	東臼杵	椎葉村　美郷町
鹿児島県	薩摩	さつま町

備考　この告示に掲げる区域は、平成二十一年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第四百四十九号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十一年に発生した農林水産業共同利用施設についての激甚災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

平成二十二年三月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

都道府県名	市町村名
兵庫県	朝来市